

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 病欠休暇
- (3) 公民権行使等休暇
- (4) 不妊治療のための休暇
- (5) 妊娠出産休暇
- (6) 妊娠症状対応休暇
- (7) 母子保健健診休暇
- (8) 妊婦通勤時間
- (9) 育児時間
- (10) 出産支援休暇
- (11) 慶弔休暇
- (12) 災害休暇
- (13) 夏季休暇
- (14) 子の看護等休暇
- (15) 短期の介護休暇

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、病欠休暇に係る給与の減額の免除は、1会計年度当たり、病欠休暇を開始する日から起算して当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数、1月の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じて別表第1に定める日数（同表において「有給日数」という。）を限度とする。

第16条中「別表に」を「別表第2に」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「2分の1日とし、第6号及び第7号に掲げる期間にあつては3分の1日」を「、2分の1日」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条第3項中「、部分休業により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間（第24条において「部

分休業等により勤務しない時間」という。) 」を削り、「第1項の換算した」を「同項の換算した」に改める。

第23条の2第1項第6号中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。））」に改め、同項第7号中「子育て部分休暇」を「会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。））」に、「在職した」を「勤務した」に改め、同条第4項中「部分休業又は子育て部分休暇」を「部分休業、子育て部分休暇又は病気休暇」に改める。

第24条中「部分休業等により勤務しない時間」を「私事欠勤等の取扱いを受けた時間」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第8条関係）

1週間の勤務日数	1月の勤務日数	1年間の勤務日数	有給日数
5日	17日以上	217日以上	10日
4日	15日以上16日以下	169日以上216日以下	7日
3日	11日以上14日以下	121日以上168日以下	5日
2日	7日以上10日以下	73日以上120日以下	3日
1日	4日以上6日以下	48日以上72日以下	1日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。